

埼玉県企業局 団地位置図

埼玉県企業局 令和6年
〒330-0063
さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
TEL 048-830-7123
URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/c1303/index.html>



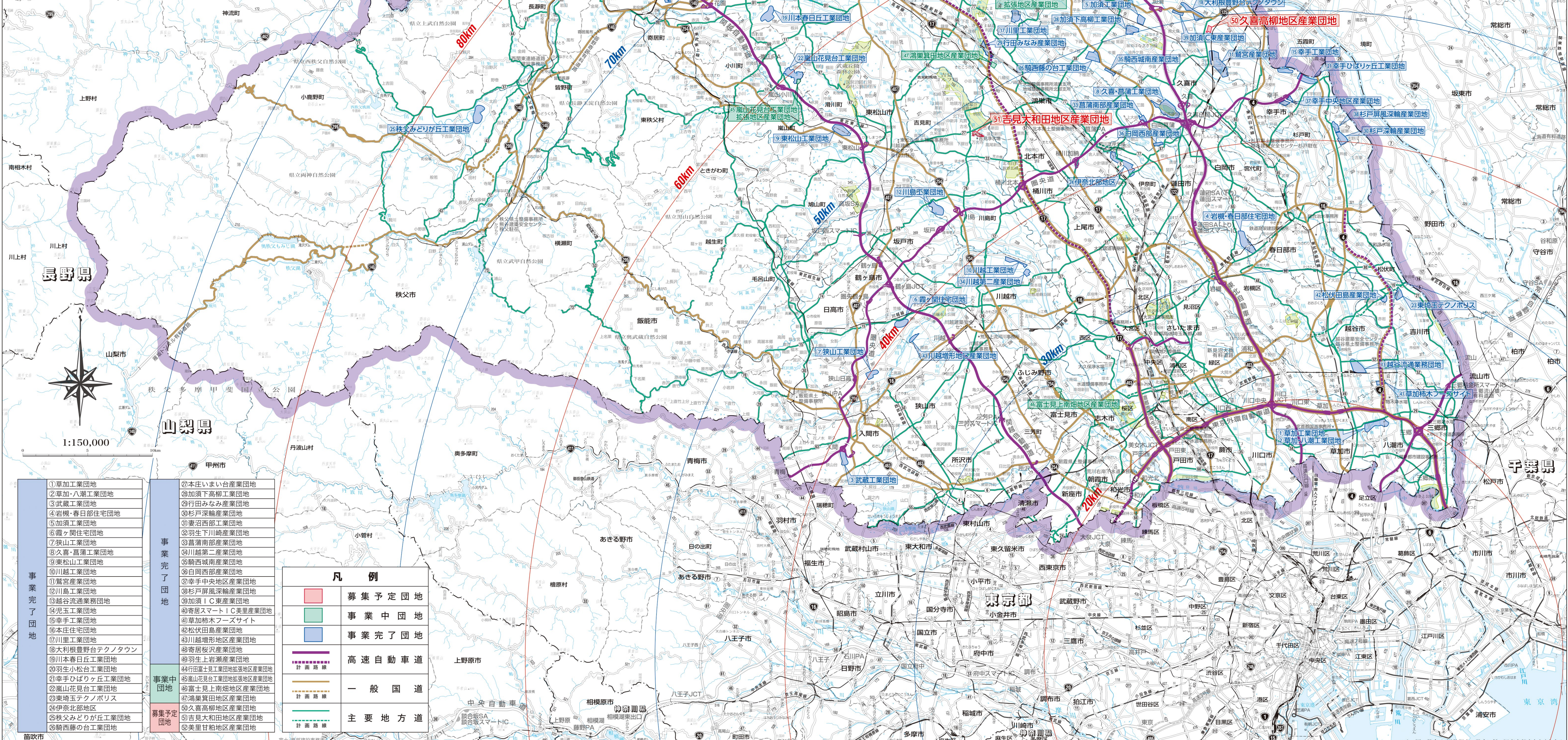
地下水採取規制地域図

- 工業用水法指定地域
- 建築物用地下水の採取の規制に関する法律指定地域
- 埼玉県生活環境保全条例 第一種指定地域
- 埼玉県生活環境保全条例 第二種指定地域
- 久喜高柳地区産業団地



規制地域	規制方法	手続き	許可・届出基準
第一種指定地域	許可制	掘水機の吐出口の前面積(吐出口が2以上あるときは、その前面積の合計、以下同じ。)が6cm ² を超える掘水施設の利用者は、地下水の採取又は掘水施設の構造の変更には知事の許可を受けなければなりません。	①ストレーナの位置が650m以上であること。かつ ②掘水機の吐出口の前面積が2cm ² 以下であること。 ※非営利目的等以上の目的、農業用途及び水産物集積場には特例があります。
第二種指定地域	届出制	掘水機の吐出口の前面積が6cm ² 以下の掘水施設の利用者は、地下水の採取又は掘水施設の構造の変更をしようとする30日前までに知事に届出しなければなりません。	①モーターの定格出力が2kw以下であること。かつ ②地下水の採取量を1日当たり最大50m ³ 以下とする。かつ ③掘水機の吐出口の前面積が2cm ² 以下であること。 ※非営利目的等以上の目的、農業用途及び水産物集積場には特例があります。

※さいたま市内については、さいたま市生活環境の保全に関する条例が適用されます。



- | 事業完了団地 | 事業中団地 | 募集予定団地 |
|---------------|--------------------|--------------------|
| ①草加工業団地 | ②本庄いまい台産業団地 | ②本庄いまい台産業団地 |
| ②草加・八潮工業団地 | ②加須下高柳工業団地 | ②加須下高柳工業団地 |
| ③武蔵工業団地 | ②行田みなみ産業団地 | ②行田みなみ産業団地 |
| ④岩槻・春日部住宅団地 | ③杉戸深輪産業団地 | ③杉戸深輪産業団地 |
| ⑤加須工業団地 | ③妻沼西部工業団地 | ③妻沼西部工業団地 |
| ⑥霞ヶ関住宅団地 | ③羽生下川崎産業団地 | ③羽生下川崎産業団地 |
| ⑦狭山工業団地 | ③喜瀬南部産業団地 | ③喜瀬南部産業団地 |
| ⑧久喜・喜瀬工業団地 | ③川越第二産業団地 | ③川越第二産業団地 |
| ⑨東松山工業団地 | ③駒宮西部産業団地 | ③駒宮西部産業団地 |
| ⑩川越工業団地 | ③白岡西部産業団地 | ③白岡西部産業団地 |
| ⑪鷲宮産業団地 | ③幸手中央地区産業団地 | ③幸手中央地区産業団地 |
| ⑫川島工業団地 | ③杉戸屏風深輪産業団地 | ③杉戸屏風深輪産業団地 |
| ⑬越谷流通業務団地 | ③加須IC東産業団地 | ③加須IC東産業団地 |
| ⑭児玉工業団地 | ④寄居スマートIC美里産業団地 | ④寄居スマートIC美里産業団地 |
| ⑮幸手工業団地 | ④加須木下フーズサイト | ④加須木下フーズサイト |
| ⑯本庄住宅団地 | ④松伏田島産業団地 | ④松伏田島産業団地 |
| ⑰川里工業団地 | ④川越地形地区産業団地 | ④川越地形地区産業団地 |
| ⑱大利根豊野台テクノタウン | ④寄居桜沢産業団地 | ④寄居桜沢産業団地 |
| ⑲川本春日丘工業団地 | ④羽生上岩瀬産業団地 | ④羽生上岩瀬産業団地 |
| ⑳羽生小松台工業団地 | ④行田富士見工業団地松原地区産業団地 | ④行田富士見工業団地松原地区産業団地 |
| ㉑幸手ひばりヶ丘工業団地 | ④嵐山花見台工業団地 | ④嵐山花見台工業団地 |
| ㉒東埼玉テクノポリス | ④富士見上南畑地区産業団地 | ④富士見上南畑地区産業団地 |
| ㉓伊奈北部地区 | ④鴻巣真田地区産業団地 | ④鴻巣真田地区産業団地 |
| ㉔秩父みどりヶ丘工業団地 | ④久喜高柳地区産業団地 | ④久喜高柳地区産業団地 |
| ㉕駒宮西の台工業団地 | ④吉見大和田地区産業団地 | ④吉見大和田地区産業団地 |
| | ④美里甘粕地区産業団地 | ④美里甘粕地区産業団地 |

凡例	
■	募集予定団地
■	事業中団地
■	事業完了団地
——	高速自動車道
——	一般国道
——	主要地方道